

大阪市告示第964号

大阪市立長居公園地下駐車場について、大阪市立駐車場条例（昭和40年大阪市条例第63号。以下「条例」という。）第6条第3項に基づき、次のとおり利用料金の額の変更を承認したので、同条第10項の規定に基づき告示する。

令和8年7月15日

大阪市長 横山英幸

1 大阪市立駐車場の利用料金

自動二輪車を除く自動車の一時駐車料金

区分	時間帯	一時駐車料金の額		
		受付時間内	受付時間外	上限料金
長居公園 地下駐車場	午前 7 時～ 午後 11 時ま で	駐 車 時 間 60 分 までごとに 350 円（日曜日、土 曜日及び休日 にあつては、駐 車 時 間 30 分 ま で ご と に 300 円）	—	1 日 当 た り 1, 000 円（日曜日、土曜 日及び休日にあ つては 2, 000 円） 令 和 8 年 7 月 29 日（水曜日）にあ つては、2, 000 円
	午後 11 時～ 翌日午前 7 時まで	—	駐 車 時 間 60 分 まで ごとに 350 円（日曜 日、土曜日及び休 日にあつては、駐 車 時 間 30 分 まで ご と に 300 円）	
1 日 当 た り の 上 限 額 の 設 定 が あ る 駐 車 場 に つ い て は 、 2 日 以 上 に わ た る 駐 車 に 係 る 入 庫 の 日 及 び 出 庫 の 日 の 一 時 駐 車 料 金 の 額 の い ず れ も が 当 該 上 限 額 に 達 し な い 場				

合の当該入庫の日及び出庫の日に係る一時駐車料金の額は、一時駐車料金の単価が同額である時間帯の駐車時間を合算して、この表（１日当たりの上限額に係る部分を除く。）の規定により算出する。

備考

- １ この表において、「休日」とは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- ２ この表において、「自動二輪車」とは、条例第５条第１項に規定する自動車のうち、二輪のものをいう。ただし、側車付のものは除く。

２ 実施年月日 令和８年７月29日から

（建設局道路河川部調整課）